公　告

諸　事　項

工　場　財　団

東京都文京区関口二丁目３番３号**ニチバン株式会社**の工場財団に、愛知県安城市二本木新町３丁目１番地１ニチバン株式会社安城工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 11 月 26 日　　名古屋法務局刈谷支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 24 年 11 月 26 日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成24年第６号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年11月26日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成16年頃から平成23年５月23日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

高垣徹が、業として金銭を貸し付け、１日当たり0.08％（利息受領日が平成19年１月20日以降については、１日当たり0.3％）を超える割合による利息を受領した行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している、高垣徹が使用していた貸金業者の名称及び電話番号

さくらキャッシング、プチキャッシング、カワムラ、ノグチ、タナカ、ヨシオカ

06―6377―0031、080―1484―2649、080―1459―2634

⑵　利息等を受領した銀行口座

三井住友銀行和泉支店　河村　康義（カワムラ　ヤスヨシ）名義　口座番号　1636844

三井住友銀行茨木支店　野口　一貴（ノグチ　カズヨシ）名義　口座番号　3946346

三井住友銀行佐野支店　吉岡　建司（ヨシオカ　ケンジ）名義　口座番号　1765061

三井住友銀行和泉中央支店　田中　　兆（タナカ　キザシ）名義　口座番号　0146581

りそな銀行和泉中央支店　田中　　兆（タナカ　キザシ）名義　口座番号　0077192

紀陽銀行久米田支店　高橋　政男（タカハシ　マサオ）名義　口座番号　0401295

⑶　主な犯行態様

○チラシ記載の連絡先に電話をかけさせる。

○被告人が被害者宅を訪問して現金を手交する等の方法で貸付が行われる。

○貸付時に利息（10日間で２割）を天引きされ、以後10日ごとに利息を払えば貸付延長となる。

5　開始決定の時における給付資金の額　金426万3,307円

6　支給申請期間　平成24年11月26日から平成25年１月25日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　大阪地方裁判所岸和田支部

⑵　裁判年月日　平成23年11月28日

⑶　確定年月日　平成23年12月13日

⑷　被告人氏名　髙垣　　徹

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、平成21年10月６日から同23年５月23日までの間、787回にわたり、52名をして、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済に係る元本又は利息の支払として、被告人が管理する他人名義の４口座に合計1,641万8,700円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

（罪　名　等）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

国営東宗谷土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営東宗谷土地改良事業（区画整理、農地造成）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年 11 月 26 日

農林水産大臣　郡司　　彰

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営東宗谷土地改良事業計画書（区画整理）の写し

国営東宗谷土地改良事業計画書（農地造成）の写し

2　縦覧期間

平成24年11月27日から平成24年12月25日まで

3　縦覧場所

北海道枝幸郡浜頓別町事務所

国営美唄茶志内土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営美唄茶志内土地改良事業（区画整理、農地造成）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年 11 月 26 日

農林水産大臣　郡司　　彰